

京都市上下水道局告示第37号

京都市指定給水装置工事事業者規程第9条の規定に基づき、次の者の京都市指定給水装置工事事業者の指定の効力を一時停止したので、同規程第10条第4号の規定に基づき告示します。

平成17年12月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 指定効力停止業者

京都市伏見区深草西浦町三丁目12番地

株式会社池本工業所

代表取締役 高田 昌英

2 指定効力停止期間

平成17年12月22日から平成18年1月21日まで

(上下水道局水道部給水課)